

継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

— 財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(17) —

坂 柳 明

1. はじめに一研究上の議論において、「[当期の財務諸表の修正] という形の影響ではないところの、当期の財務諸表に反映される余地がある、[将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響]」を、概念として提示する余地はあるか

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（継続企業（going concern）の前提）が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきた。

ここで、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応との関係で、株式会社LTTバイオフィーマ（以下、「LTT」とする）の2008年連結財務諸表についての監査報告書（[事例1-1]）¹⁾上の「追記情報」を見ると、そこでは、「連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており」という記述の形で、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（※1）の記述が示されていることがわかるが、この※1の記述との関係では、次の問題が生じる。それは、坂柳（2019, 178）において、「※14」と示したところの問題、即ち、研

1) 本稿で示す財務諸表の注記及び監査報告書の事例は、eolより様々な検索用語を用いて試行錯誤しながら入手した。また、本稿で示す財務諸表の注記及び監査報告書の事例については、議論に必要な部分のみを示す。

究上の議論において、[事例1-1]上の「追記情報」に示されることになる記述のうち、[事例1-1]上の「追記情報」に示されている、※1²⁾の記述よりも「後に」示されることになる記述はあるのか、という問題(※2)である³⁾。

【事例1-1】—LTTの2008年監査報告書

「当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社LTTバイオファーマ及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、営業損失1,601百万円、経常損失1,105百万円、当期純損失7,172百万円の大幅な損失を計上した。また、営業キャッシュ・フローについても連続してマイナスとなっており、当連結会計年度においても、1,656百万円のマイナスとなった。このため継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。」(傍線筆者)

この※2に関して、[事例1-1]上の「追記情報」においては、「連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており」という記述の「後に」、「このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない」という記述(※3)(傍線筆者)が示されているが、この※3に見られる「連結財務諸表」について、LTTの『有価証券報告書』(2008年版)の117頁に示されている、[事例1-1]を含めた、LTTの2008年連結財

2) 本稿で用いられている※1は、坂柳(2019)では、「※2」と表されている。

3) 本稿で用いられている[事例1-1]は、坂柳(2019)では「[事例1-2]」と表されている。

務諸表についての監査報告書の全体の内容を参照すると、上記の※3に見られる「連結財務諸表」、及び※3を除いた「事例1-1」に見られる「連結財務諸表」は、「平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表」（※4）を指していることがわかり、上記の※3においては、この※4との関係で、「重要な疑義の影響」という記述が示されていることがわかる。しかし、※3に示されている「重要な疑義の影響」という記述については、次の2つの問題がある。

まず、1つ目は、〈1〉：※3に見られる「重要な疑義の影響」が、具体的にどのような内容を指しているのか、筆者にはわからない、という問題である。また、2つ目は、〈2〉：※3に見られる「重要な疑義の影響」が指している内容が、特定できるのであれば、「重要な疑義の影響」が指しているその内容を、LTTの利害関係者が理解できるように、「重要な疑義の影響」が指しているその内容が、「事例1-1」に示される必要があるが、「事例1-1」においては、「重要な疑義の影響」が指している内容が示されていない、という問題である。

そうすると、次のことがわかる。それは、「事例1-1」上の「追記情報」に示されている※3、即ち、「このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない」という記述（傍線筆者）に見られる「重要な疑義の影響」には、前段落の〈1〉及び〈2〉で示した問題があるため、「事例1-1」上の「追記情報」において、「重要な疑義の影響」という記述が見られる※3」が示されていることを与件として、先に示した問題（※2）を考察することはできない、ということである。

そうであれば、次の問題が生じる。それは、「事例1-1」上の「追記情報」に示されている※3、即ち、「このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない」という記述（傍線筆者）において、(1)：2つ前の段落の〈1〉及び〈2〉で述べた問題があるところの、※3に見られる「重要な疑義の影響」ではなく、(2)：※3に見られる「連結財務諸表」、即ち、先に示した「平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表」（※4）に「反映」されていないところの、「何らかの影響」はあるのか、という問題である。

ここで、以下の議論においては、記述が長くなることを避けるために、「平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表」(※4)を、「LTTの当期の財務諸表」と捉えた上で、先に示した「※2」、即ち、「研究上の議論において、[事例1-1]上の「追記情報」に示されることになる記述のうち、[事例1-1]上の「追記情報」に示されている、※1の記述よりも「後に」示されることになる記述はあるのか、という問題」(傍線筆者)に見られる、「[事例1-1]上の「追記情報」に示されている、※1の記述よりも「後に」示されることになる記述」(傍線筆者)の中の「記述」として、前段落で示した問題を踏まえた上で、「[LTTの当期の財務諸表]に反映されていない「何らかの影響」についての記述」を想定すると、上記の※2は、次の問題に書き換えることができる。それは、「研究上の議論において、[事例1-1]上の「追記情報」に示されることになる記述のうち、[事例1-1]上の「追記情報」に示されている、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨(※1)の記述よりも「後に」示されることになる、「LTTの当期の財務諸表」に反映されていない「何らかの影響」についての記述はあるのか、という問題(※5)(傍線筆者)」である。

この※5で言及されている、「[LTTの当期の財務諸表]に反映されていない「何らかの影響」との関係で、坂柳(2019)においては、①:「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の財務諸表に反映される影響」(※6⁴⁾)(傍線筆者)、及び②:「当期の財務諸表に反映される余地がない、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」(※7⁵⁾)(傍線筆者)が取り上げられ、上記の※6、及び上記の※7において想定されている、「当期の財務諸表に反映される余地がない」影響に、焦点が当てられた。しかし、一般的な議論においては、[1]:「当期の財務諸表に反映される余地がない」影響(傍線筆者)だけでなく、[2]:「将来の特定の事象」によって生じる、「当

4) 本稿で用いられている※6は、坂柳(2019)では、「※18」と表されている。

5) 本稿で用いられている※7は、坂柳(2019)では、「※19」と表されている。

期の財務諸表に反映される余地がある」影響（傍線筆者）を、想定できる可能性がある。

そこで、前段落で述べたことを踏まえて、本稿では、坂柳（2019）では紙幅の都合により考察できなかった、以下の問題を考察する。それは、研究上の議論において、(1)：「当期の財務諸表に反映される余地がない，「将来の特定の事象によって生じる，将来の財務諸表に反映される影響」(※7)（傍線筆者）と、「将来の特定の事象によって生じる，」という記述が見られる，という意味では※7と比較できる，(2)：「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないところの，当期の財務諸表に反映される余地がある，「将来の特定の事象によって生じる，当期の財務諸表に反映される影響」(※8⁶⁾（傍線筆者）を、概念として提示する余地はあるか，という問題（※9⁷⁾）である。この※9が、どのように解決されるかによって、一般に、①：その会社の経営者が、当期の財務諸表の注記で言及する余地があるかどうかの問題になる※8が想定できるか否か、及び②：その会社の監査人が、当期の監査報告書で言及する余地があるかどうかの問題になる※8が想定できるか否か、が変わってくるので、[1]：経営者が開示する事項を規定する開示制度、及び[2]：監査人が監査報告書に記載する事項を規定する監査制度を設計するに当たって、有益な示唆を与えることが期待されるところの、※9の考察の結果は、重要である。

この※9を考察するに当たって、本稿の第2節の(1)では、第3節で行われるところの、「将来の特定の事象」と「当期の財務諸表に反映される影響」（傍線筆者）の関係についての議論が明確になるように、株式会社フジタ（以下、「フジタ」とする）の2006年連結財務諸表についての「追加情報」（第2節の(1)で示す[事例2-1]）を示した上で、坂柳（2019）で提示したところの、「将来の特定の事象」と「将来の財務諸表に反映される影響」（傍線筆者）の関係についての2つの説明を示す。他方、前段落で提示した※9を考察するに当たっ

6) 本稿で用いられている※8は、坂柳（2019）では、「※39」と表されている。

7) 本稿で用いられている※9は、坂柳（2019）では、「※40」と表されている。

て、本稿で用いる議論の素材を理解するために、第2節の(2)では、そこで述べる意味で、[1]:フジタの『有価証券報告書』(2006年版)の9頁に示されている「1【業績等の概要】」、及び[2]:フジタの『有価証券報告書』(2006年版)の20頁に示されている「7【財政状態及び経営成績の分析】」の「(2)当連結会計年度の経営成績の分析」に、共に見られる記述(第2節の(2)で示す[事例2-2])において、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」したところの、〈1〉:「[私的整理に関するガイドライン]による対象金融機関からの債務免除」を生じさせた施策、と理解できる「[関係金融機関からの910億円程度の債務免除]」、及び〈2〉:「[第三者割当増資による資本増強]を生じさせた施策、と理解できる「[410億円程度の第三者割当増資]を踏まえた上で、[事例2-2]」に示されている、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」(傍線筆者)という記述に見られる「債務超過」との関係で、次の問題を考察する。それは、[事例2-2]の中の、「当社グループ」にとつての「前連結会計年度に生じた債務超過」(傍線筆者)に見られる「債務超過」は、どのような状況を指しているのか、という問題(※10)である。

この※10について、第2節の(2)では、次のことを示す。それは、第2節の(2)で述べる意味で、[事例2-2]の中の、「当社グループ」にとつての「前連結会計年度に生じた債務超過」(傍線筆者)に見られる「債務超過」は、①:フジタの2005年連結財務諸表の注記(継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況)(第2節の(2)で示す[事例2-3])に見られる状況との関係においても、②:[事例2-1]において想定されている、と推察される状況との関係においても、「平成17年3月31日」現在の、[事例2-3]に見られる、「[当社グループ]が、「当連結会計年度において、145,206百万円の当期純損失を計上した結果、119,240百万円の債務超過になって」」いる状況(※11)(傍線筆者)において想定されている、「119,240百万円の債務超過」を指している、と推察されるということである。

他方、先に提示した※9を考察するに当たって、本稿で用いる議論の素材を理解するために、第2節の(3)においては、[事例2-2]に示されている、「前連

結会計年度に生じた債務超過を解消」(傍線筆者)という記述に見られる「債務超過」ではなく、この記述において想定されている「債務超過の解消」について、次の問題を考察する。それは、[事例2-2]に示されている、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」(傍線筆者)において想定されている「債務超過の解消」は、どのようなことを指しているのか、という問題(※12)である。

この※12に関して、[事例2-2]の中の、「当社グループ」とよびの「前連結会計年度に生じた債務超過」(傍線筆者)に見られる「債務超過」は、第2節の(2)で述べる意味で、「平成17年3月31日」現在の、[事例2-3]に見られる※11において想定されている、「119,240百万円の債務超過」を指している、と推察されることを踏まえた上で、第2節の(3)においては、「平成17年3月31日」現在の、[事例2-3]に見られる※11に注目し、上記の※12を書き換えた、次の問題も考察する。それは、「平成17年3月31日」現在の、[事例2-3]に見られる※11、即ち、「当社グループ」が、「当連結会計年度において、145,206百万円の当期純損失を計上した結果、119,240百万円の債務超過になって」いる状況(傍線筆者)において想定されている「債務超過」の「解消」は、どのようなことを指しているのか、という問題(※13)である。

以上の2つの問題、即ち、2つ前の段落で示した※12、及び前段落で示した※13を考察するに当たって、第2節の(3)では、詳細については参照頂きたいが、4つ前の段落の〈1〉で言及した「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」、及び4つ前の段落の〈2〉で言及した「410億円程度の第三者割当増資」を踏まえた上で、[事例2-1]に示されている、「これら「新中期経営計画」に基づく一連の施策の実行により、当連結会計年度末の株主資本は27,074百万円となり債務超過を解消する」という記述(※14)(傍線筆者)に注目し、[事例2-1]に示されている※14において想定されている「債務超過の解消」は、「平成17年3月31日時点の「当社グループ」の連結貸借対照表の「資本合計」(「純資産額」)が、-119,240百万円である状況」(※15)と記述できる「債務超過」が、①:「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」、及び②:「410億円程度の第三者割当増資」によって、「平成18年3月31日時点の「当社グループ」の

連結貸借対照表の「資本合計」（「純資産額」）が、27,074百万円である状況（※16）と記述できる，「当連結会計年度末」，即ち，「平成18年3月31日」の27,074百万円の株主資本」になる，という意味で「なくなること」（※17）を指している，と解釈できることを示す。そして，第2節の(3)では，そこで述べる意味で，[事例2-1]に示されている※14において想定されている「債務超過の解消」が，上記の※17を指している，と解釈できるように，(1)：先に示した※12において想定されている「債務超過の解消」も，(2)：先に示した※13において想定されている「債務超過」の「解消」も，上記の※17を指している，と解釈できることを示す。

続く第3節では，前段落で述べた意味で，[1]：[事例2-1]に示されている※14において想定されている「債務超過の解消」が指している，と解釈できる※17，そして，[2]：先に示した※12において想定されている「債務超過の解消」，及び先に示した※13において想定されている「債務超過」の「解消」が指している，と解釈できる※17を考慮して，次のことを想定する。それは，「[事例2-1]に示されている，①：「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」，及び②：「410億円程度の第三者割当増資」によって，「債務超過がなくなること」（※18）（傍線筆者）である。

この※18との関係で，第3節では，《1》：そこで述べる意味で，次の2つのことを示す。まず，1つ目は，〈1〉：[事例2-1]に示されている「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」と，第2節の(1)で示すところの，「当社グループ」にとっての，「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において，「新中期経営計画」に対し，全対象債権者の同意書の提出があった」という事象（※19⁸⁾）（傍線筆者）について想定できる，「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」の実際の結果として生じる※19（※20）は，「平成17年6月10日」という，「当社グループ」の「当連結会計年度」である「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」に

8) 本稿で用いられている※19は，坂柳（2019）では，「※23」と表されている。

発生したところの、前段落で示した※18において想定されている、「債務超過がなくなる」状況を生じさせる事象、と理解できるということである。また、2つ目は、〈2〉：[事例2-1]に示されている「410億円程度の第三者割当増資」と、第2節の(1)で示すところの、「当社グループ」にとっての、「ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスが、平成17年9月29日に実施された「総額41,000百万円の第三者割当増資」について、普通株式及びC種優先株式をすべて引受けた」という事象（※21⁹⁾）（傍線筆者）について想定できる、「410億円程度の第三者割当増資」の実際の結果として生じる※21（※22）は、「平成17年9月29日」という、「当社グループ」の「当連結会計年度」である「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」に発生したところの、前段落で示した※18において想定されている、「債務超過がなくなる」状況を生じさせる事象、と理解できるということである。そして、第3節では、上で述べた意味で、〈2〉：※18において想定されている、「債務超過がなくなる」状況を生じさせる事象、と理解できる※20と※22は、「フジタの2006年連結財務諸表」を考慮して、一般的に想定される「将来の財務諸表」に反映される影響との関係で考慮される、「将来の特定の事象」であることを指摘する。

他方、第3節では、詳細については参照頂きたいが、〈3〉：「将来の特定の事象」であるところの、※18において想定されている、「債務超過がなくなる」状況を生じさせる事象、と理解できる※20と※22のうち、※20について、第2節の(2)で示した[事例2-3]に見られる、「平成17年6月10日開催の第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書を提出いただきました」という記述（※23）（傍線筆者）に注目した上で、※20、即ち、「「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」の実際の結果として生じる※19」に見られる※19、即ち、「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、

9) 本稿で用いられている※21は、坂柳（2019）では、「※26」と表されている。

全対象債権者の同意書の提出があった」という事象（傍線筆者）から想定できる、「平成17年6月10日」に開催された「第2回債権者会議」において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があったこと」（※24）が、上記の※23の形で「[事例2-3]に表されている」ことを示す。そして、第3節では、※20に見られる※19から想定できる「※24」が、「平成17年6月10日開催の第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書を提出いただきました」という記述（※23）の形で、「[事例2-3]に表されている」という意味では、※20に見られる※19から想定できる「※24」は、「フジタの2005年連結財務諸表」に反映されている「影響額」ではないが、「フジタの2005年連結財務諸表」に反映されている影響」と理解できることを指摘する。

このことを踏まえて、第3節では、2つ前の段落の《2》で述べた意味で、「将来の財務諸表」に反映される影響との関係で考慮される、「将来の特定の事象」である※20に関して、次のことを示す。それは、《4》：※23の形で「[事例2-3]に表されている」、※20に見られる※19から想定できる「※24」を考慮すると、先に提示した※9に見られる※8、即ち、「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないところの、当期の財務諸表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」（傍線筆者）で言及されている、「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」を、想定することができるということである。

他方、前段落の《4》で示したことを踏まえて、第3節では、詳細については参照頂きたいが、《5》：※24、即ち、「平成17年6月10日」に開催された「第2回債権者会議」において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があったこと」（傍線筆者）において想定されている、「新中期経営計画」を考慮すると、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、「財務諸表等規則」とする）（2002年10月18日改正）の第8条の14、及び日本公認会計士協会（2002）の「6. 継続企業の前提に関する注記」のような、「継続企業の前提に係る事項を規定している開示制度」はあるが、「新中

期経営計画」に関係する事項」という特徴がある、と解釈できる「※24」は、①：フジタの経営者が、「財務諸表等規則」の第8条の14に従って「注記しなければならない」事項ではなく、また、②：フジタの経営者が、日本公認会計士協会（2002）の「6. 継続企業の前提に関する注記」に従って「財務諸表に注記」する事項でもなく、上記の「新中期経営計画」に関係する事項」という特徴を考慮すると、「フジタの経営者が任意で〔事例2-3〕に示す事項」と理解できることを指摘した上で、研究上の議論においては、先に提示した※9に見られる※8、即ち、「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないところの、当期の財務諸表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」を、概念として提示する余地があることを示す。そして、最後の第4節では、本稿の結論、貢献、今後の課題を示す。

2. フジタの事例の分析

(1) フジタの事例に見られる、「将来の特定の事象」と「将来の財務諸表に反映される影響」の関係

前節で提示した※9を考察するに当たって、本節の(1)では、次節で行われるところの、「将来の特定の事象」と「当期の財務諸表に反映される影響」（傍線筆者）の関係についての議論が明確になるように、まず、坂柳（2019）で提示したところの、「将来の特定の事象」と「将来の財務諸表に反映される影響」（傍線筆者）の関係についての2つの説明を示すが、それを示すに当たって、フジタの2006年連結財務諸表についての「追加情報」（〔事例2-1〕¹⁰）を見ると、「事

10) (1):「財務諸表等規則」（2005年6月16日改正）の第8条の5では、次のように記されており(①)、(2):「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2004年12月28日改正）の第15条では、次のように記されている(②)。また、(3):日本公認会計士協会（2004）の「2. 追加情報の定義」では、次のように記されている(③)。

①:「この規則において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政及び経

例2-1]においては、「前連結会計年度」という記述、及び「当連結会計年度」という記述が示されており、[事例2-1]が所収されているところの、フジタの『有価証券報告書』（2006年版）の48頁に示されている、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況」を参照すると、[事例2-1]に示されている、「前連結会計年度」という記述、及び「当連結会計年度」という記述に関しては、次のことがわかる。それは、(1):「当社グループ」の「前連結会計年度」は、「平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間」（「自平成16年4月1日至平成17年3月31日」）を指している、ということであり、(2):「当社グループ」の「当連結会計年度」は、「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」（「自平成17年4月1日至平成18年3月31日」）を指している、ということである。

[事例2-1] フジタの2006年連結財務諸表についての「追加情報」

「I「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況」の解消について

当社グループは、当社が策定した「財務体質上の課題の根本的解決」と「収益基盤の強化」を柱とした「新中期経営計画」（平成17年3月31日策定）に沿って、前連結会計年度において148,977百万円の事業再構築費用を計上したため、145,206百万円の当期純損失となり、前連結会計年度末において119,240百万円の債務超過となっております。

当社グループは、「財務体質上の課題の根本的解決」のために、「新中期経営計画」において計画されていた410億円程度の第三者割当増資による資本増強と、関係金融機関からの910億円程度の債務免除、ならびに建設関連不動産販売事業

営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。」

②:「この規則において特に定める注記のほか、連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。」

③:「追加情報とは、会計方針あるいは貸借対照表又は損益計算書等に注記すべきものとして規則等で具体的に規定しているもの以外の注記による情報をいい、利害関係人が企業集団又は会社の財政及び経営の状況に関して適正な判断を行う上で必要と認められる情報である。」

部門の会社分割の実現に向けてグループを挙げて取り組んでまいりました。

410億円程度の第三者割当増資につきましては、平成17年9月29日に、総額41,000百万円の第三者割当増資を実施し、ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスにすべて引受けていただきました。

関係金融機関からの910億円程度の債務免除につきましては、平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書を提出いただき、総額98,855百万円の債務免除が決定し、平成17年9月29日に債務免除が実行されました。

建設関連不動産販売事業部門の会社分割につきましては、平成17年8月2日に建設関連不動産販売事業部門を会社分割し、新設した株式会社ジー・シー・リアルエステートへ販売用不動産等の資産39,632百万円と短期借入金等の負債39,622百万円を承継させました。更に資産の減損リスクを断ち切るために、平成17年9月22日に同社株式のすべてをグループ外の第三者へ譲渡いたしました。

これら「新中期経営計画」に基づく一連の施策の実行により、当連結会計年度末の株主資本は27,074百万円となり債務超過を解消するとともに、不動産の所有に起因する地価下落等による資産の減損リスクを断ち切り、財務体質上の課題を根本的に解決することができました。

現在は、「新中期経営計画」に基づき、「選択と集中の実践による収益基盤の強化」を基本方針とし、首都圏地域への経営資源の集中、当社グループの主力である民間建築分野の中でも特に、商業、物流、医療福祉および工場の4分野を重点分野として、強化を図っております。当連結会計年度の連結売上高につきましては、323,830百万円と計画比7,730百万円の増加、連結営業利益は7,890百万円と計画比290百万円の増加、連結経常利益は5,720百万円と計画比2,320百万円の増加となりました。

当該状況により、当連結会計年度末において、当社グループでは、継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる事象または状況は解消しております。したがって、前連結会計年度の連結財務諸表に注記した「継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる事象または状況」に関する注記については、当連結会計年度における連結財務諸表には注記しておりません。」(傍線筆者)

ここで、本稿との関係で坂柳(2019)の議論をまとめると、詳細については参照頂きたいが、坂柳(2019)の議論全体においては、前段落で述べたことと整合するように、①:「当社グループ」の「前連結会計年度」である、「平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間」についての連結財務諸表、即ち、「フ

ジタの2005年連結財務諸表」と、②：「当社グループ」の「当連結会計年度」である、「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」についての連結財務諸表、即ち、「フジタの2006年連結財務諸表」について、[1]：「フジタの2005年連結財務諸表」を考慮して、一般的に「当期の財務諸表」が想定され、[2]：「フジタの2006年連結財務諸表」を考慮して、一般的に「将来の財務諸表」が想定され、〈1〉：坂柳（2019, 198）においては、「将来の特定の事象」と「将来の財務諸表に反映される影響」の関係について、坂柳（2019, 194-195）の議論から導いた、「当社グループ」にとっての、「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があった」という事象（第1節で示した※19）を用いて、次の説明を提示した。それは、【1】：「「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」の実際の結果として生じる※19、即ち、「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があった」という事象によって、「「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象（①）が発生し、その「「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象（①）が発生した後の、「平成17年9月29日」に、「債務免除の実行」という事象（②）が発生し、フジタの2006年連結財務諸表には、「債務免除の影響」が反映される」という説明（※25¹¹⁾）（傍線筆者）である。そして、坂柳（2019, 198）では、※25において想定されている、「財務諸表に反映される影響」は、「「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」（※26¹²⁾）であることを指摘した。

他方、〈2〉：坂柳（2019, 201）においては、「将来の特定の事象」と「将来の財務諸表に反映される影響」の関係について、坂柳（2019, 199-200）の議論から導いた、「当社グループ」にとっての、「ゴールドマン・サックスの関連会

11) 本稿で用いられている※25は、坂柳（2019）では、「※24」と表されている。

12) 本稿で用いられている※26は、坂柳（2019）では、「※25」と表されている。

社である有限会社フジタ・ホールディングスが、平成17年9月29日に実施された「総額41,000百万円の第三者割当増資」について、普通株式及びC種優先株式をすべて引受けた」という事象（第1節で示した※21）を用いて、次の説明を提示した。それは、【2】：「410億円程度の第三者割当増資」の実際の結果として生じる※21、即ち、「ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスが、平成17年9月29日に実施された「総額41,000百万円の第三者割当増資」について、普通株式及びC種優先株式をすべて引受けた」という事象によって、フジタの2006年連結財務諸表には、「第三者割当増資の影響」が反映される」という説明（※27）（傍線筆者）である。そして、坂柳（2019, 201-202）では、※27において想定されている、「財務諸表に反映される影響」は、「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」（※28）であることを指摘した。

(2) フジタの事例に見られる「債務超過」

ここで、《1》：坂柳（2019, 197-198）の議論から導いたところの、[事例2-1]に示されている「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」と、本節の(1)で言及した※19について想定できる、「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」の実際の結果として生じる※19（第1節で示した※20）（傍線筆者）に見られる、「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」、及び《2》：坂柳（2019, 201）の議論から導いたところの、[事例2-1]に示されている「410億円程度の第三者割当増資」と、本節の(1)で言及した※21について想定できる、「410億円程度の第三者割当増資」の実際の結果として生じる※21（第1節で示した※22）（傍線筆者）に見られる、「410億円程度の第三者割当増資」に関しては、次のことが言える。それは、〈1〉：[1]：フジタの『有価証券報告書』（2006年版）の9頁に示されている「1【業績等の概要】」、及び[2]：フジタの『有価証券報告書』（2006年版）の20頁に示されている「7【財政状態及び経営成績の分析】」の「(2)当連結会計年度の経営成績の分析」に、共に見られる記述（[事例2-2]）の内容を考慮すると、「当社グループ」は、「新中

期経営計画」に基づき、「当連結会計年度」において、①：「私的整理に関するガイドライン」による対象金融機関からの債務免除、ならびに、②：「第三者割当増資による資本増強」により、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」したことがわかるが、〈2〉：(1)：[事例2-2]において、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」したところの、「私的整理に関するガイドライン」による対象金融機関からの債務免除を生じさせた施策は、[事例2-1]においては、その全体の内容を踏まえると、「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」と表されている、と理解できるということであり、(2)：[事例2-2]において、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」したところの、「第三者割当増資による資本増強」を生じさせた施策は、[事例2-1]においては、その全体の内容を踏まえると、「410億円程度の第三者割当増資」と表されている、と理解できるということである。

[事例2-2] フジタの「業績等の概要」及び「財政状態及び経営成績の分析」の
〔2)当連結会計年度の経営成績の分析〕

「…当社グループは、「新中期経営計画」に基づき、当連結会計年度において「私的整理に関するガイドライン」による対象金融機関からの債務免除、ならびに第三者割当増資による資本増強により、前連結会計年度に生じた債務超過を解消し、財務体質上の課題の根本的解決をはかることができた。…」(傍線筆者)

他方、[事例2-2]に示されている、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」(傍線筆者)という記述に見られる「債務超過」との関係では、次の問題が生じる。それは、[事例2-2]の中の、「当社グループ」にとっての「前連結会計年度に生じた債務超過」(傍線筆者)に見られる「債務超過」は、どのような状況を指しているのか、という問題(第1節で示した※10)である。

この※10との関係で、「当社グループ」の「前連結会計年度」である、「平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間」についての連結財務諸表の注記、即ち、フジタの2005年連結財務諸表の注記([事例2-3])を見ると、次のことがわかる。それは、〔1〕：[事例2-2]の中の、「当社グループ」にとっての「前

連結会計年度に生じた債務超過」(傍線筆者)に見られる「債務超過」は、[事例2-3]の中の「債務超過」という記述を踏まえると、[事例2-3]に見られる「119,240百万円の債務超過」を指している、と推察されるということである。また、【2】:①:[事例2-1]の中の「債務超過」という記述、及び②:「当社グループ」の「前連結会計年度」は、「平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間」を指していることを踏まえると、[事例2-2]の中の、「当社グループ」にとっての「前連結会計年度に生じた債務超過」(傍線筆者)に見られる「債務超過」は、[事例2-1]に見られる「前連結会計年度末」、即ち、「平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間」の末日である、「平成17年3月31日」時点の「119,240百万円の債務超過」を指している、と推察される。

[事例2-3] ーフジタの2005年連結財務諸表の注記

「当社グループは、当連結会計年度において、145,206百万円の当期純損失を計上した結果、119,240百万円の債務超過になっております。

この主な要因は、当社グループを取り巻く環境が、市場規模の縮小と競争激化、地価下落の継続等による資産の減損リスクの拡大等、一段と厳しさを増す中で、企業としての運営を継続していくためには、当社グループとして最大限の努力を行い収益基盤の強化を推進すべく、当社は「新中期経営計画」を策定し、この計画に沿って148,977百万円の事業再構築費用を計上したためであります。

当該状況により、平成17年3月31日現在において、当社グループは継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

連結財務諸表作成会社である当社は、こうした状況に鑑み、今後も最大限の自助努力により収益基盤の強化を推進する所存でございますが、当該状況を解消するために、関係金融機関に対し「私的整理に関するガイドライン」に従った金融支援を要請いたしました。

平成17年4月12日に、「私的整理に関するガイドライン」に基づいて開催された第1回債権者会議において、全対象債権者のご出席のもと、専門家アドバイザーの選任をはじめとする全ての議案が承認されております。

当社の再建計画である「新中期経営計画」においては、410億円程度の第三者割当増資による自己資本の増強と、910億円程度の債務免除が計画されておりましたが、平成17年6月8日GSキャピタル・パートナーズ(ゴールドマン・サック

スが組成し運用する企業投資ファンド)、森トラスト株式会社等により設立される予定である投資媒体に、当社が実施する総額41,000百万円の増資引受をしていただくことにつき合意しました。

また、平成17年6月10日開催の第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書を提出いただきましたことにより、総額98,855百万円の債務免除が決定しております。これらの実施により、債務超過は解消の見込であります。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。」(傍線筆者)

他方、坂柳(2019, 189)においては、そこで述べた意味で、次のことを指摘した。それは、[事例2-3]の中の、「当該状況により、平成17年3月31日現在において、当社グループは継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております」という記述(※29¹³⁾)(傍線筆者)に見られる、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す原因となる「当該状況」は、[事例2-3]の中の「当社グループ…」から始まる段落において、「当社グループ」が計上した「145,206百万円の当期純損失」が、「119,240百万円の債務超過」の原因になる、という意味で、「145,206百万円の当期純損失」が「119,240百万円の債務超過」に影響を与えているところの、「平成17年3月31日」現在の、[事例2-3]に見られる、「当社グループ」が、「当連結会計年度において、145,206百万円の当期純損失を計上した結果、119,240百万円の債務超過になって」いる状況(第1節で示した※11¹⁴⁾)を指している、と理解できるということである¹⁵⁾。

そうすると、《1》: 2つ前の段落の【1】で述べた意味で、[事例2-2]の

13) 本稿で用いられている※29は、坂柳(2019)では、「※33」と表されている。

14) 本稿で用いられている※11は、坂柳(2019)では、「※21」と表されている。この※21は、坂柳(2019)においては、「…になって」いる状況、と表されているが、正しくは、※21は、「…になって」いる状況、を表している。

15) 本稿で用いられている[事例2-3]は、坂柳(2019)では「[事例2-2]」と表されている。

中の、「当社グループ」にとっての「前連結会計年度に生じた債務超過」（傍線筆者）に見られる「債務超過」は、[事例2-3]に見られる「119,240百万円の債務超過」を指している、と推察されるので、その「119,240百万円の債務超過」を指していると推察される、[事例2-2]の中の、「当社グループ」にとっての「前連結会計年度に生じた債務超過」（傍線筆者）に見られる「債務超過」については、「119,240百万円の債務超過」に言及しているところの、前段落で述べたことが当てはまることになる。そうであれば、次のことがわかる。それは、[事例2-2]の中の、「当社グループ」にとっての「前連結会計年度に生じた債務超過」（傍線筆者）に見られる「債務超過」は、前段落で述べた意味で、[事例2-3]の中の※29に見られる、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している状況を生み出す原因となる「当該状況」が指していると理解できる、「当社グループ」が計上した「145,206百万円の当期純損失」が、「119,240百万円の債務超過」の原因になる、という意味で、「145,206百万円の当期純損失」が「119,240百万円の債務超過」に影響を与えているところの、「平成17年3月31日」現在の、[事例2-3]に見られる、「当社グループ」が、「当連結会計年度において、145,206百万円の当期純損失を計上した結果、119,240百万円の債務超過になって」いる状況（※11）（傍線筆者）において想定されている、「119,240百万円の債務超過」を指していると推察される、ということである。

他方、坂柳（2019, 190-191）においては、そこで述べた意味で、[1]:[事例2-1]に示されている、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる」状況は、一般的には「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる」状況、と記述できること、及び[2]:①:「当社グループ」にとって、[事例2-1]に見られる、「145,206百万円の当期純損失となり、前連結会計年度末において119,240百万円の債務超過となって」いる状況（※30¹⁶⁾）（傍線筆者）においては、「145,206百万円の当期純損失」が想定されていること、そして、②:上記の※30においては、「前連結会計年度末」、即ち、「平成16年4月1日から平成17年3

16) 本稿で用いられている※30は、坂柳（2019）では、「※34」と表されている。

月31日までの期間」の末日である、「平成17年3月31日」において、「119,240百万円の債務超過」となっている状況が想定されていることを踏まえた上で、次のことを指摘した。それは、(1)：2つ前の段落で述べた意味で、[事例2-3]の中の※29、即ち、「当該状況により、平成17年3月31日現在において、当社グループは継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております」という記述（傍線筆者）に見られる、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している状況を生み出す原因となる「当該状況」は、「平成17年3月31日」現在の、[事例2-3]に見られる※11を指している、と理解できることを考慮して、(2)：[事例2-1]においては、「前連結会計年度末」の、一般的には「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる」状況、と記述できる、「継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる」状況として、[事例2-3]の中の※29に見られるところの、一般的には「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる」状況、と記述できる、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す原因となる「当該状況」が指していると理解できる、「平成17年3月31日」現在の、[事例2-3]に見られる、「当社グループ」が、「当連結会計年度において、145,206百万円の当期純損失を計上した結果、119,240百万円の債務超過になって」いる状況（※11）が想定されている、と推察されるということである。

そうすると、《2》：4つ前の段落の【2】で述べたように、①：[事例2-1]の中の「債務超過」という記述、及び②：「当社グループ」の「前連結会計年度」は、「平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間」を指していることを踏まえると、[事例2-2]の中の、「当社グループ」にとっての「前連結会計年度に生じた債務超過」（傍線筆者）に見られる「債務超過」は、[事例2-1]に見られる「前連結会計年度末」、即ち、「平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間」の末日である、「平成17年3月31日」時点の「119,240百万円の債務超過」を指している、と推察されるので、その「平成17年3月31日」時点の「119,240百万円の債務超過」を指していると推察される、[事例2-2]の中の、「当社グループ」にとっての「前連結会計年度に生じた債務超過」（傍線筆者）に見られる「債

務超過」については、「119,240百万円の債務超過」に言及しているところの、前段落で述べたことが当てはまることになる。そうであれば、次のことがわかる。それは、[事例2-2]の中の、「当社グループ」にとっての「前連結会計年度に生じた債務超過」（傍線筆者）に見られる「債務超過」は、前段落の(2)で述べた意味で、[事例2-1]において想定されている、と推察される、「前連結会計年度末」の、「継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる」状況としての、[事例2-3]の中の※29に見られるところの、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況を生み出す原因となる「当該状況」が指していると同理解できる、「平成17年3月31日」現在の、[事例2-3]に見られる、「当社グループ」が、「当連結会計年度において、145,206百万円の当期純損失を計上した結果、119,240百万円の債務超過になって」いる状況（※11）（傍線筆者）において想定されている、「119,240百万円の債務超過」を指していると推察される、ということである。

(3) フジタの事例に見られる「債務超過」の「解消」の意味

他方、[事例2-2]に示されている、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」（傍線筆者）という記述に見られる「債務超過」ではなく、この記述において想定されている「債務超過の解消」については、次の問題が生じる。それは、[事例2-2]に示されている、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」（傍線筆者）という記述において想定されている「債務超過の解消」は、どのようなことを指しているのか、という問題（第1節で示した※12）である。

この※12に関して、[事例2-2]の中の、「当社グループ」にとっての「前連結会計年度に生じた債務超過」（傍線筆者）に見られる「債務超過」は、本節の(2)の最後から3つ目の段落の《1》で述べた意味で、「平成17年3月31日」現在の、[事例2-3]に見られる※11において想定されている、「119,240百万円の債務超過」を指している、と推察されることを踏まえた上で、「平成17年3月31日」現在の、[事例2-3]に見られる※11に注目すると、上記の※12は、次の問題に書き換えることができる。それは、「平成17年3月31日」現在の、[事

例2-3]に見られる※11, 即ち, 「当社グループ」が, 「当連結会計年度において, 145,206百万円の当期純損失を計上した結果, 119,240百万円の債務超過になって」いる状況(傍線筆者)において想定されている「債務超過」の「解消」は, どのようなことを指しているのか, という問題(第1節で示した※13)である。

この※13との関係で, 《1》:「平成17年3月31日」現在の, [事例2-3]に見られる※11, 即ち, 「当社グループ」が, 「当連結会計年度において, 145,206百万円の当期純損失を計上した結果, 119,240百万円の債務超過になって」いる状況(傍線筆者)において想定されている, 「119,240百万円の債務超過」に関して, ①:フジタの『有価証券報告書』(2005年版)の44頁~45頁に示されている, 「当社グループ」の「平成17年3月31日」時点の, 連結貸借対照表の「(資本の部)」(45頁)の内容を参照すると, 「当社グループ」の連結貸借対照表の「資本合計」は, 「△119,240(百万円)」であることがわかる。また, ②:フジタの『有価証券報告書』(2005年版)の2頁に示されている, 「1【主要な経営指標等の推移】」の「(1)連結経営指標等」においては, 「決算年月」である「平成17年3月」の「純資産額」が, 「△119,240(百万円)」であることが示されている。そうであれば, 上記の①, 及び上記の②で述べたことを踏まえると, 「平成17年3月31日」現在の, [事例2-3]に見られる※11, 即ち, 「当社グループ」が, 「当連結会計年度において, 145,206百万円の当期純損失を計上した結果, 119,240百万円の債務超過になって」いる状況(傍線筆者)については, 次のことが言える。それは, 「平成17年3月31日」現在の, [事例2-3]に見られる※11)において想定されている, 「当社グループ」にとって「119,240百万円の債務超過になって」いる状況は, 「平成17年3月31日時点の「当社グループ」の連結貸借対照表の「資本合計」(「純資産額」)が, -119,240百万円である状況」(第1節で示した※15)と記述することができる, ということである。

他方, 《2》:2つ前の段落で示した※13において想定されている「債務超過」に関して, 先に示した[事例2-1]を見ると, [事例2-1]においては, 「これから「新中期経営計画」に基づく一連の施策の実行により, 当連結会計年度末の

株主資本は27,074百万円となり債務超過を解消する」という記述（第1節で示した※14）（傍線筆者）が示されているが、この※14に見られる「債務超過」については、[事例2-1]の全体の内容を踏まえると、次のことがわかる。それは、※14に見られる「債務超過」が、[事例2-1]に見られる「当連結会計年度末」、即ち、「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」の末日である、「平成18年3月31日」時点の「債務超過」を指している旨の解釈を可能にするための根拠となる記述は、[事例2-1]には示されていない、ということである。そうであれば、[事例2-1]に示されている※14に見られる「債務超過」については、次のことが言える。それは、[事例2-1]の全体の内容を踏まえると、[1]:※14に見られる「債務超過」は、[事例2-1]に見られる、「145,206百万円の当期純損失となり、前連結会計年度末において119,240百万円の債務超過となって」いる状況（※31）（傍線筆者）において想定されている、「当社グループ」にとつての「前連結会計年度末」、即ち、「平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間」の末日である、「平成17年3月31日」時点の「119,240百万円の債務超過」を指している、と推察され、[2]:この「119,240百万円の債務超過」、即ち、上で述べた意味で、※31において想定されている、と推察される、「119,240百万円の債務超過」に注目すると、※14に見られる「債務超過」は、「平成17年3月31日」現在の、[事例2-3]に見られる、「当社グループ」が、「当連結会計年度において、145,206百万円の当期純損失を計上した結果、119,240百万円の債務超過になって」いる状況（※11）（傍線筆者）において想定されているところの、「当社グループ」にとつて「119,240百万円の債務超過になって」いる状況に見られる「119,240百万円の債務超過」を指している、と推察されるので、[3]:[事例2-1]に示されている※14に見られる「債務超過」は、前段落の《1》で言及した「平成17年3月31日」現在の、[事例2-3]に見られる※11において想定されている、「当社グループ」にとつて「119,240百万円の債務超過になって」いる状況と同様に、※15と記述することができる、ということである。

次に、《3》:《1》:①: [事例2-1] に示されている※14、即ち、「これら 新

中期経営計画」に基づく一連の施策の実行により、当連結会計年度末の株主資本は27,074百万円となり債務超過を解消する」という記述（傍線筆者）において想定されている、「債務超過を解消した「新中期経営計画」に基づく一連の施策」に関して、本節の(2)の最初の段落の〈2〉では、(1)：[事例2-2]において、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」したところの、「私的整理に関するガイドライン」による対象金融機関からの債務免除を生じさせた施策は、[事例2-1]においては、その全体の内容を踏まえると、「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」と表されている、と理解できること、及び(2)：[事例2-2]において、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」したところの、「第三者割当増資による資本増強」を生じさせた施策は、[事例2-1]においては、その全体の内容を踏まえると、「410億円程度の第三者割当増資」と表されている、と理解できることを示した。他方、2.：[1]：[事例2-2]の中の、「当社グループ」にとっての「前連結会計年度に生じた債務超過」（傍線筆者）に見られる「債務超過」は、本節の(2)の最後から3つ目の段落の《1》で述べた意味で、「平成17年3月31日」現在の、[事例2-3]に見られる※11において想定されている、「119,240百万円の債務超過」を指している、と推察されるので、[2]：2つ前の段落の《1》で述べた意味で、「平成17年3月31日」現在の、[事例2-3]に見られる※11において想定されている、「当社グループ」にとって「119,240百万円の債務超過になって」いる状況が、※15と記述できることを踏まえると、[3]：[事例2-2]の中の、「当社グループ」にとっての「前連結会計年度に生じた債務超過」（傍線筆者）に見られる「債務超過」も、※15と記述できることになるが、上記の1.の(1)、及び上記の1.の(2)で述べたことを踏まえると、次のことがわかる。それは、※15と記述できるところの、[事例2-2]の中の、「当社グループ」にとっての「前連結会計年度に生じた債務超過」（傍線筆者）に見られる「債務超過」が含まれる、[事例2-2]の中の「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」（傍線筆者）について、[事例2-2]において、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」したところの、①：「私的整理に関するガイドライン」による対象金融機関からの債務免除」を

生じさせた施策は、[事例2-1]においては、その全体の内容を踏まえると、「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」と表されている、と理解でき、②：「第三者割当増資による資本増強」を生じさせた施策は、[事例2-1]においては、その全体の内容を踏まえると、「410億円程度の第三者割当増資」と表されている、と理解できるので、【2】：前段落の《2》の[3]で述べた意味で、※15と記述できるところの、[事例2-1]に示されている※14、即ち、「これら「新中期経営計画」に基づく一連の施策の実行により、当連結会計年度末の株主資本は27,074百万円となり債務超過を解消する」という記述（傍線筆者）に見られる「債務超過」を「解消」したところの、※14において想定されている、「債務超過を解消した「新中期経営計画」に基づく一連の施策」は、[事例2-1]に示されている、上記の①で言及した「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」、及び上記の②で言及した「410億円程度の第三者割当増資」になる、と推察されるということである。

そして、《4》：[事例2-1]に示されている※14、即ち、「これら「新中期経営計画」に基づく一連の施策の実行により、当連結会計年度末の株主資本は27,074百万円となり債務超過を解消する」という記述（傍線筆者）に見られる「当連結会計年度末」、即ち、「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」の末日である、「平成18年3月31日」の「株主資本」に関して、[1]：フジタの『有価証券報告書』（2006年版）の42頁～43頁に示されている、「当社グループ」の「平成18年3月31日」時点の、連結貸借対照表の「（資本の部）」（43頁）の内容を参照すると、「当社グループ」の連結貸借対照表の「資本合計」は、「27,074（百万円）」であることがわかる。また、[2]：フジタの『有価証券報告書』（2006年版）の2頁に示されている、「1【主要な経営指標等の推移】」の「(1) 連結経営指標等」においては、「決算年月」である「平成18年3月」の「純資産額」が、「27,074（百万円）」であることが示されている。そうであれば、上記の[1]、及び上記の[2]で述べたことを踏まえると、[事例2-1]に示されている※14、即ち、「これら「新中期経営計画」に基づく一連の施策の実行により、当連結会計年度末の株主資本は27,074百万円となり債務超過を解消する」という

記述（傍線筆者）に見られる、「当連結会計年度末」、即ち、「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」の末日である、「平成18年3月31日」の「27,074百万円」の「株主資本」は、「平成18年3月31日時点の「当社グループ」の連結貸借対照表の「資本合計」（「純資産額」）が、27,074百万円である状況」（第1節で示した※16）、と記述することができる。

ここで、(1)：上記の※14に見られる「債務超過」は、3つ前の段落の《2》の〔3〕で述べた意味で、※15と記述することができる。また、(2)：前段落の《4》で述べた意味で、上記の※14に見られる「当連結会計年度末」、即ち、「平成18年3月31日」の「27,074百万円」の「株主資本」は、※16と記述することができる。そして、(3)：2つ前の段落の《3》の〔2〕で述べたことを踏まえると、次のことが言える。それは、〈1〉：3つ前の段落の《2》の〔3〕で述べた意味で、※15と記述できるところの、[事例2-1]に示されている※14に見られる「債務超過」が、〈2〉：※14において想定されている、「債務超過を解消した「新中期経営計画」に基づく一連の施策」になると推察される、[事例2-1]に示されているところの、①：「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」、及び②：「410億円程度の第三者割当増資」によって、前段落の《4》で述べた意味で、〈3〉：※16と記述できるところの、※14に見られる「当連結会計年度末」、即ち、「平成18年3月31日」の27,074百万円の株主資本」になったことについて、※14においては、「解消」という記述が示されている、と理解できるということである。

そうすると、[事例2-1]に示されている※14において想定されている「債務超過の解消」については、次のことがわかる。それは、[事例2-1]に示されている※14において想定されている「債務超過の解消」は、前段落の(3)で示した〈1〉、〈2〉、〈3〉で述べたことを踏まえた上で想定されるところの、「平成17年3月31日時点の「当社グループ」の連結貸借対照表の「資本合計」（「純資産額」）が、-119,240百万円である状況」（※15）と記述できる「債務超過」が、①：「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」、及び②：「410億円程度の第三者割当増資」によって、「平成18年3月31日時点の「当社グループ」の

連結貸借対照表の「資本合計」（「純資産額」）が、27,074百万円である状況（※16）と記述できる、「当連結会計年度末」、即ち、「平成18年3月31日」の27,074百万円の株主資本」になる、という意味で「なくなること」（第1節で提示した※17）を指している、と解釈できるということである。

ここで、【1】：[事例2-2]の中、「当社グループ」にとっての「前連結会計年度に生じた債務超過」（傍線筆者）に見られる「債務超過」は、4つ前の段落の《3》の②の[1]、[2]、[3]で述べたことを踏まえると、※15と記述できることになる。また、【2】：本節の(3)の最初から3つ目の段落の《1》で述べた意味で、「平成17年3月31日」現在の、「事例2-3」に見られる※11において想定されている、「当社グループ」にとって「119,240百万円の債務超過になって」いる状況は、※15と記述することができる。

そうであれば、本節の(3)の最初の段落で示した※12、及び本節の(3)の最初から2つ目の段落で示した※13については、次のことが言える。それは、前段落で述べたことを踏まえると、前段落の【1】で示したところの、「事例2-2」の中の、「当社グループ」にとっての「前連結会計年度に生じた債務超過」（傍線筆者）に見られる「債務超過」、及び前段落の【2】で示したところの、「平成17年3月31日」現在の、「事例2-3」に見られる※11において想定されている、「当社グループ」にとって「119,240百万円の債務超過になって」いる状況は、共に※15と記述できるので、2つ前の段落で述べた意味で、「事例2-1」に示されている※14において想定されている「債務超過の解消」が、2つ前の段落で示した※17を指している、と解釈できるように、(1)：先に示した※12において想定されている「債務超過の解消」も、(2)：先に示した※13において想定されている「債務超過」の「解消」も、2つ前の段落で示した※17を指している、と解釈できるということである。

3. 「将来の特定の事象」と「当期の財務諸表に反映される影響」の関係 —フジタの2005年連結財務諸表の注記に反映されている影響

他方、2つ前の段落で述べた意味で、[1]:[事例2-1]に示されている※14において想定されている「債務超過の解消」が指している、と解釈できる※17、そして、前段落で述べた意味で、[2]:先に示した※12において想定されている「債務超過の解消」、及び先に示した※13において想定されている「債務超過」の「解消」が指している、と解釈できる※17を考慮すると、次のことを想定することができる。それは、「[事例2-1]に示されている、①:「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」、及び②:「410億円程度の第三者割当増資」によって、「債務超過がなくなること」(第1節で示した※18)である。

ここで、この※18と、前節の(2)の最初の段落の《1》で示した「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」の実際の結果として生じる※19(※20)の関係、及び前節の(2)の最初の段落の《2》で示した「410億円程度の第三者割当増資」の実際の結果として生じる※21(※22)の関係について、〈1〉:前節の(3)の最初から5つ目の段落の《3》の【2】で述べた意味で、※14において想定されている、「債務超過を解消した「新中期経営計画」に基づく一連の施策」は、[事例2-1]に示されている、①:「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」、及び②:「410億円程度の第三者割当増資」になる、と推察されるが、このうち、①:[事例2-1]に示されている「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」と、※19、即ち、「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があった」という事象(傍線筆者)について、[事例2-1]の全体の内容、及び[事例2-1]の中の「関係金融機関からの910億円程度の債務免除…」から始まる段落で示されている内容を踏まえた上で想定できる※20、即ち、「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」の実際の結果として生じる※19は、「平成17年6月10日」という、「当社グループ」の「当連結会計年度」である「平成17年4月1日から平成18年3月

31日までの期間」に発生したところの、前段落で示した※18において想定されている、「債務超過がなくなる」状況を生じさせる事象、と理解することができる。また、〈2〉：上記の〈1〉で述べた意味で、※14において想定されている、「債務超過を解消した「新中期経営計画」に基づく一連の施策」は、[事例2-1]に示されている、①：「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」、及び②：「410億円程度の第三者割当増資」になるが、このうち、②：[事例2-1]に示されている「410億円程度の第三者割当増資」と、※21、即ち、「ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスが、平成17年9月29日に実施された「総額41,000百万円の第三者割当増資」について、普通株式及びC種優先株式をすべて引受けた」という事象(傍線筆者)について、[事例2-1]の全体の内容、及び[事例2-1]の中の「410億円程度の第三者割当増資…」から始まる段落で示されている内容を踏まえた上で想定できる※22、即ち、「410億円程度の第三者割当増資」の実際の結果として生じる※21は、「平成17年9月29日」という、「当社グループ」の「当連結会計年度」である「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」に発生したところの、前段落で示した※18において想定されている、「債務超過がなくなる」状況を生じさせる事象、と理解することができる¹⁷⁾。

17) 【1】：坂柳(2019, 203)においては、本稿の前節の(1)の最後から2つ目の段落の〈1〉の【1】で示した※25において想定されている※26、即ち、「債務免除の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響」について、※25の内容を踏まえて、次の問題を指摘した。それは、《1》：※26は、※19によって「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象(①)が発生した「平成17年6月10日」に生じた影響であるのか、それとも、《2》：※26は、「総額98,855百万円の債務免除」の決定」という事象(①)ではなく、「債務免除の実行」という事象(②)が発生した「平成17年9月29日」に生じた影響であるのか、という問題である。他方、【2】：本稿の前節の(1)の最後の段落の〈2〉の【2】で示した※27の内容を踏まえると、本文で示した※21、即ち、「ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスが、平成17年9月29日に実施された「総額41,000百万円の第三者割当増資」について、普通株式及びC種優先株式をすべて引受けた」という事象によって、「フジタの2006年連結財務諸表」には、「第三者割当増資の影響」が反映されることがわかる。

ここで、本文中の「ここで、この※18と…」から始まる段落で述べたことについ

他方, [1]: 前段落の〈1〉で示した意味で, ※18において想定されている, 「債務超過がなくなる」状況を生じさせる事象, と理解できる※20, 即ち, 「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」の実際の結果として生じる※19)は, 前段落の〈1〉で述べたことを踏まえると, 「平成17年6月10日」という, 「当社グループ」の「当連結会計年度」である「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」に発生した事象であることがわかる。また, [2]: 前段落の〈2〉で示した意味で, ※18において想定されている, 「債務超過がなくなる」状況を生じさせる事象, と理解できる※22, 即ち, 「410億円程度の第三者割当増資」の実際の結果として生じる※21)は, 前段落の〈2〉で述べたことを踏まえると, 「平成17年9月29日」という, 「当社グループ」の「当連結会計年度」である「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」に発生した事象であることがわかる。そうすると, 前段落で述べた意味で, ※18において想定されている, 「債務超過がなくなる」状況を生じさせる事象, と理解できる※20と※22は, 「フジタの2006年連結財務諸表」を考慮して, 一般的に想定される「将来の財務諸表」に反映される影響との関係で考慮される, 「将来の特定の事象」であることがわかる¹⁸⁾。

ては, 次のことが言える。それは, [1]: 前節の(1)の最後の段落で述べたことを踏まえた上で, 「将来の財務諸表に反映される影響」として, 「第三者割当増資の影響」という形の, フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響(※28)を想定すると, 前段落の【2】で述べた意味で, ※21によって, 「フジタの2006年連結財務諸表」に, 「第三者割当増資の影響」が反映される状況においては, 坂柳(2019, 205-206)の議論を踏まえて, 「将来の財務諸表に反映される影響を生じさせた「将来の特定の事象」が, 特定できる状況」(坂柳(2019)では, 「※31」と表されている)が想定されている, と理解したとしても, また, [2]: 前段落の【1】で示した問題が解決されないとしても, 「本文で示した※18と, 「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」の実際の結果として生じる※19)(※20)の関係, 及び本文で示した※18と, 「410億円程度の第三者割当増資」の実際の結果として生じる※21)(※22)の関係」について, 本文中の「ここで, この※18と…」から始まる段落で述べたことにおいては, 「財務諸表に反映される影響」には言及されていないので, その段落で述べたことは, 成立するということである。

18) 日本公認会計士協会(2003)の「2. 監査対象となる後発事象の範囲」では, 次のように記されている(☆1)。

☆1: 「監査対象となる後発事象とは, 決算日の翌日から監査報告書日までの間に

ここで、前段落で述べたことを踏まえた上で、「将来の特定の事象」であるところの、※18において想定されている、「債務超過がなくなる」状況を生じさせる事象、と理解できる※20と※22のうち、※20について¹⁹⁾、前節の(2)で示した「事例2-3」に見られる、「平成17年6月10日開催の第2回債権者会議」において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書を提出いただきます

発生した会社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす会計事象をいう。」(傍線筆者)

この☆1に関しては、次の問題が生じる。それは、本文で示した意味で、「将来の特定の事象」と捉えることができる※20と※22から想定される、「決算日の翌日」以降に発生した「将来の特定の事象」(☆2)(傍線筆者)は、上記の☆1に見られる「監査対象となる後発事象」であるのか、という問題である。

この問題について、(1): ☆2が、「決算日の翌日」以降に発生した事象であることを考慮した上で、(2): ☆2に見られる「将来の特定の事象」が、上記の☆1に見られる「会社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす会計事象」である、と解釈しても、☆2においては、☆1において想定されている「監査報告書日」は、想定されていない。よって、上記の(1)及び(2)で述べたことを踏まえると、☆2は、☆1に見られる「監査対象となる後発事象」を含み得るが、☆2は、☆1に見られる「監査対象となる後発事象」には限定されないことがわかる。

- 19) ①: 本文で言及した※22、即ち、「410億円程度の第三者割当増資」の実際の結果として生じる※21に見られる※21、即ち、「ゴールドマン・サックスの関連会社である有限会社フジタ・ホールディングスが、平成17年9月29日に実施された「総額41,000百万円の第三者割当増資」について、普通株式及びC種優先株式をすべて引受けた」という事象(傍線筆者)が、「平成17年9月29日」に発生したこと、及び②: 前節の(1)の最後の段落で示した※28、即ち、「第三者割当増資の影響」という形の、フジタの2006年連結財務諸表に反映される影響を考慮すると、※21は、「将来の財務諸表」に反映される影響との関係で考慮される、「将来の特定の事象」であることがわかるが、そのような「将来の特定の事象」である※21は、「事例2-3」には反映されていないことを踏まえると、次のことがわかる。それは、※21は、「当社グループ」の「前連結会計年度」である、「平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間」についての連結財務諸表、即ち、「フジタの2005年連結財務諸表」を考慮して、一般的に想定される「当期の財務諸表」に反映される影響との関係で考慮される事象ではない、ということである。

そうすると、※21によって生じる「財務諸表に反映される影響」は、「当期の財務諸表」に反映される影響ではない、ということになるので、第1節で提示した※9との関係では、※21からは、※8、即ち、「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないところの、当期の財務諸表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」」で言及されている、「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」は、想定することができないことがわかる。

した」という記述（第1節で示した※23）（傍線筆者）に注目すると、次のことがわかる。それは、※20、即ち、「「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」の実際の結果として生じる※19」に見られる※19、即ち、「平成17年6月10日開催の「私的整理に関するガイドライン」に基づく第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があった」という事象（傍線筆者）から想定できる、「平成17年6月10日」に開催された「第2回債権者会議」において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があった」こと」（第1節で示した※24）は、上記の※23の形で、「[事例2-3]に表されている」ということである。そうであれば、※20に見られる※19から想定できる「※24」が、「平成17年6月10日開催の第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書を提出いただきました」という記述（※23）の形で、「[事例2-3]に表されている」という意味では、※20に見られる※19から想定できる「※24」は、「フジタの2005年連結財務諸表」に反映されている「影響額」ではないが、「フジタの2005年連結財務諸表」に反映されている影響」と理解することができる。

そうであれば、前段落で述べたことを踏まえて、※23の形で「[事例2-3]に表されている」という意味で、「フジタの2005年連結財務諸表」に反映されている影響」と理解できる、※20に見られる※19から想定できる「※24」を考慮すると、2つ前の段落で述べた意味で、「将来の財務諸表」に反映される影響との関係で考慮される、「将来の特定の事象」である※20に関しては、次のことが言える。それは、【1】：※23の形で「[事例2-3]に表されている」、※20に見られる※19から想定できる「※24」を考慮すると、第1節で提示した※9に見られる※8、即ち、「「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないところの、当期の財務諸表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」（傍線筆者）で言及されている、「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」を、想定することができるということである。

他方、先に示した※24、即ち、「平成17年6月10日」に開催された「第2回

債権者会議」において、「「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があったこと」（傍線筆者）との関係で、※23の形で「[事例2-3]に表されている」、※20に見られる※19から想定できる「※24」についての記述が、
[1.]：以下の「財務諸表等規則」（2002年10月18日改正）の第8条の14（[制度3-1]）²⁰⁾において、「会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提…に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合」に、「注記しなければならない」事項の「三」として示されている、「当該事象又は状況」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」を、「解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画」（傍線筆者）に見られる、「経営者の対応及び経営計画」についての記述には該当しないとしても、また、[2.]：以下の日本公認会計士協会（2002）の「6. 継続企業の前提に関する注記」（[制度3-2]）において、「財務諸表に注記」する事項の「③」として示されている、「当該事象又は状況」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」を、「解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画の内容」（傍線筆者）に見られる、「経営者の対応及び経営計画の内容」についての記述には該当しないとしても、※24において想定されている、「新中期経営計画」を考慮すると、「「新中期経営計画」に關係する事項」という特徴がある、と解釈できる「※24」に関しては、次のことが言える。それは、[制度3-1]及び[制度3-2]のような、「継続企業の前提に關係する事項を規定している開示制度」はあるが、「「新中期経営計画」に關係する事項」という特徴がある、と解釈できる「※24」は、①：フジタの経営者が、[制度3-1]に従って「注記しなければならない」事項ではなく、また、②：フジタの経営者が、[制度3-2]に従って「財務諸表に注記」する事項でもなく、上記の「「新中期経営計画」に關係する事項」という特徴を考慮すると、「フジタの経営者が任意で[事例2-3]に示す事項」、と理解できるということである。

20) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2002年10月18日改正）の第15条の9では、本文に示した財務諸表等規則第8条の14の規定を連結財務諸表提出会社について準用する旨が記されている。

【制度3-1】一財務諸表等規則，第8条の14

「貸借対照表日において、債務超過等財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- 三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 四 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か」（傍線筆者）

【制度3-2】一日本公認会計士協会（2002），6. 継続企業の前提に関する注記

「継続企業の前提が適切であるかどうかを総合的に評価した結果、貸借対照表日において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該疑義に係る事項として、以下の事項を財務諸表に注記する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義が存在する旨
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画の内容
- ④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映していない旨」（傍線筆者）

そうであれば、次のことが言える。それは、【2】：[1]：前段落で述べた意味で、「※24」は、前段落で言及した「[新中期経営計画]に関係する事項」という特徴を考慮して、「フジタの経営者が任意で[事例2-3]に示す事項」と理解できることを踏まえると、「※24」は、一般的には、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」と記述できるので、[2]：2つ前の段落の【1】で述べた意味の、※23の形で「[事例2-3]に表されている」、※20に見られる※19から想定できる「※24」を考慮した上で想定される、※8で言及されている「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映され

る影響」を、※8、即ち、「「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないところの、当期の財務諸表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)で想定されている、「当期の財務諸表に反映される余地がある影響」として、想定することができるということである。

そうすると、第1節で提示した※9に見られる※8、即ち、「「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないところの、当期の財務諸表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)については、次のことが言える。それは、(1):前段落の【2】で述べたことを踏まえて、※23の形で「〔事例2-3〕に表されている」、※20に見られる※19から想定できる「※24」を考慮した上で想定される、※8で言及されている「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」を、※8で想定されている、「当期の財務諸表に反映される余地がある影響」として想定できること、そして、(2):※23の形で「〔事例2-3〕に表されている」、※20に見られる※19から想定できる「※24」を考慮した上で想定される、※8で言及されている「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」は、※8で言及されている、「「当期の財務諸表の修正」という形の影響」ではないことを踏まえると、研究上の議論においては、第1節で提示した※9に見られる※8を概念として提示する余地がある、ということである。

4. 本稿の結論、貢献、今後の課題

本稿では、第1節で提示した次の問題を考察した。それは、研究上の議論において、(1):「「当期の財務諸表に反映される余地がない」、「将来の特定の事象によって生じる、将来の財務諸表に反映される影響」(※7)(傍線筆者)と、「将来の特定の事象によって生じる、」という記述が見られる、という意味では※7と比較できる、(2):「「当期の財務諸表の修正」という形の影響ではないとこ

るの、当期の財務諸表に反映される余地がある、「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」(※8)(傍線筆者)を、概念として提示する余地はあるか、という問題(※9)である。

この※9を考察するに当たって、第2節の(1)では、第3節で行われるところの、「将来の特定の事象」と「当期の財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)の関係についての議論が明確になるように、「事例2-1」を示した上で、坂柳(2019)で提示したところの、「将来の特定の事象」と「将来の財務諸表に反映される影響」(傍線筆者)の関係についての2つの説明、即ち、※25及び※27を示した。他方、前段落で提示した※9を考察するに当たって、本稿で用いる議論の素材を理解するために、第2節の(2)では、そこで述べた意味で、「事例2-2」において、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」したところの、〈1〉:「私的整理に関するガイドライン」による対象金融機関からの債務免除を生じさせた施策、と理解できる「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」、及び〈2〉:「第三者割当増資による資本増強」を生じさせた施策、と理解できる「410億円程度の第三者割当増資」を踏まえた上で、※10を考察した。

この※10について、第2節の(2)では、次のことを示した。それは、第2節の(2)で述べた意味で、「事例2-2」の中の、「当社グループ」にとっての「前連結会計年度に生じた債務超過」(傍線筆者)に見られる「債務超過」は、①:「事例2-3」に見られる状況との関係においても、②:「事例2-1」において想定されている、と推察される状況との関係においても、「平成17年3月31日」現在の、「事例2-3」に見られる※11において想定されている、「119,240百万円の債務超過」を指している、と推察されるということである。

他方、先に提示した※9を考察するに当たって、本稿で用いる議論の素材を理解するために、第2節の(3)においては、「事例2-2」に示されている、「前連結会計年度に生じた債務超過を解消」(傍線筆者)という記述に見られる「債務超過」ではなく、この記述において想定されている「債務超過の解消」について、※12を考察した。この※12に関して、「事例2-2」の中の、「当社グループ」にとっての「前連結会計年度に生じた債務超過」(傍線筆者)に見られる「債

務超過」は、第2節の(2)で述べた意味で、「平成17年3月31日」現在の、「事例2-3」に見られる※11において想定されている、「119,240百万円の債務超過」を指している、と推察されることを踏まえた上で、第2節の(3)においては、「平成17年3月31日」現在の、「事例2-3」に見られる※11に注目し、上記の※12を書き換えた※13も考察した。

以上の2つの問題、即ち、※12及び※13を考察するに当たって、第2節の(3)では、そこで述べた意味で、3つ前の段落の〈1〉で言及した「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」、及び3つ前の段落の〈2〉で言及した「410億円程度の第三者割当増資」を踏まえた上で、「事例2-1」に示されている、「これら「新中期経営計画」に基づく一連の施策の実行により、当連結会計年度末の株主資本は27,074百万円となり債務超過を解消する」という記述（※14）（傍線筆者）に注目し、「事例2-1」に示されている※14において想定されている「債務超過の解消」は、※17を指している、と解釈できることを示した。そして、第2節の(3)では、そこで述べた意味で、「事例2-1」に示されている※14において想定されている「債務超過の解消」が、上記の※17を指している、と解釈できるように、(1)：先に示した※12において想定されている「債務超過の解消」も、(2)：先に示した※13において想定されている「債務超過」の「解消」も、上記の※17を指している、と解釈できることを示した。

続く第3節では、前段落で述べた意味で、[1]：「事例2-1」に示されている※14において想定されている「債務超過の解消」が指している、と解釈できる※17、そして、[2]：先に示した※12において想定されている「債務超過の解消」、及び先に示した※13において想定されている「債務超過」の「解消」が指している、と解釈できる※17を考慮して、※18、即ち、「[事例2-1]に示されている、①：「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」、及び②：「410億円程度の第三者割当増資」によって、「債務超過がなくなること」（傍線筆者）を想定し、この※18との関係で、第3節では、《1》：そこで述べた意味で、次の2つのことを示した。まず、1つ目は、〈1〉：「関係金融機関からの910億円程度の債務免除」の実際の結果として生じる※19」（※20）は、「平

成17年6月10日」という、「当社グループ」の「当連結会計年度」である「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」に発生したところの、上記の※18において想定されている、「債務超過がなくなる」状況を生じさせる事象、と理解できるということである。また、2つ目は、〈2〉：「410億円程度の第三者割当増資」の実際の結果として生じる※21) (※22) は、「平成17年9月29日」という、「当社グループ」の「当連結会計年度」である「平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間」に発生したところの、上記の※18において想定されている、「債務超過がなくなる」状況を生じさせる事象、と理解できるということである。そして、第3節では、上で述べた意味で、《2》：※18において想定されている、「債務超過がなくなる」状況を生じさせる事象、と理解できる※20と※22は、「フジタの2006年連結財務諸表」を考慮して、一般的に想定される「将来の財務諸表」に反映される影響との関係で考慮される、「将来の特定の事象」であることを指摘した。

他方、第3節では、そこで述べた意味で、《3》：「将来の特定の事象」であるところの、※18において想定されている、「債務超過がなくなる」状況を生じさせる事象、と理解できる※20と※22のうち、※20について、第2節の(2)で示した「事例2-3」に見られる、「平成17年6月10日開催の第2回債権者会議において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書を提出いただきました」という記述(※23) (傍線筆者)に注目した上で、※20に見られる※19から想定できる、「平成17年6月10日」に開催された「第2回債権者会議」において、「新中期経営計画」に対し、全対象債権者の同意書の提出があった」こと(※24)が、上記の※23の形で「[事例2-3]」に表されていることを示した。そして、第3節では、※20に見られる※19から想定できる「※24」が、※23の形で「[事例2-3]」に表されている」という意味では、※20に見られる※19から想定できる「※24」は、「フジタの2005年連結財務諸表」に反映されている「影響額」ではないが、「フジタの2005年連結財務諸表」に反映されている影響、と理解できることを指摘した。

このことを踏まえて、第3節では、2つ前の段落の《2》で述べた意味で、

「将来の財務諸表」に反映される影響との関係で考慮される、「将来の特定の事象」である※20に関して、次のことを示した。それは、《4》：※23の形で「[事例2-3]」に表されている」、※20に見られる※19から想定できる「※24」を考慮すると、第1節で提示した※9に見られる※8で言及されている、「将来の特定の事象によって生じる、当期の財務諸表に反映される影響」を、想定することができるということである。

他方、前段落の《4》で示したことを踏まえて、第3節では、そこで述べた意味で、《5》：※24において想定されている、「新中期経営計画」を考慮すると、[制度3-1]及び[制度3-2]のような、「継続企業の前提に関係する事項を規定している開示制度」はあるが、「[新中期経営計画]に関係する事項」という特徴がある、と解釈できる「※24」は、①：フジタの経営者が、[制度3-1]に従って「注記しなければならない」事項ではなく、また、②：フジタの経営者が、[制度3-2]に従って「財務諸表に注記」する事項でもなく、上記の「[新中期経営計画]に関係する事項」という特徴を考慮すると、「フジタの経営者が任意で[事例2-3]に示す事項」、と理解できることを指摘した上で、研究上の議論においては、第1節で提示した※9に見られる※8を、概念として提示する余地があることを示した。このことが、本稿の結論である。

そうすると、【1】：研究上の議論において、第1節で提示した※9に見られる※8を、概念として提示する余地があることを示した本稿によって、第1節で示した※5との関係では、(1)：「当期の財務諸表に反映される余地がない」影響（傍線筆者）だけでなく、(2)：「将来の特定の事象」によって生じる、「当期の財務諸表に反映される余地がある」影響（傍線筆者）を、想定することが可能になるので、将来の開示制度及び監査制度の設計に当たって、①：その会社の経営者が、当期の財務諸表の注記で言及する余地があるかどうか問題になる影響、及び②：その会社の監査人が、当期の監査報告書で言及する余地があるかどうか問題になる影響として、本稿は、上記の(2)で示されている、「将来の特定の事象」によって生じる、「当期の財務諸表に反映される余地がある影響」になり得る、※8を示したことになる。このことが、本稿の1つ目の貢献である。

一方、本稿においては、第2節の(3)で示した※17という意味で、※15と記述できる「債務超過」が「解消」されることを前提にした議論が行われたが、※15と記述できる「債務超過」は、本稿の議論を踏まえると、「平成17年3月31日」という、「特定の時点」の状況である。そうであれば、本稿において、概念として提示する余地があることを示した※8は、※15と記述できる「債務超過」のような、「特定の時点」の状況が考慮された影響であることがわかる。

他方、【2】：第1節で示した〔事例1-1〕上の「追記情報」の中の、「継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり」（傍線筆者）という記述に見られる、「継続企業の前提に関する注記」に記載されていると推察される、「営業損失」、「経常損失」、「当期純損失」、そして「マイナス」の「営業キャッシュ・フロー」を考慮すると、一般的には、「特定の時点」までに発生している事象」を想定することができる²¹⁾。そうであれば、本稿は、次の問題、即ち、研究上の議論において、「特定の時点」までに発生している事象を、何らかの意味で「解消」する事象によって生じる「財務諸表に反映される影響」（※32）を、想定することはできるか、という問題を提起するに当たって、※32の特徴を理解するための「影響」として、※15と記述できる「債務超過」のような、「特定の時点」の状況が考慮された影響である、※8を示したことになる。このことが、本稿の2つ目の貢献である。

本稿では、紙幅の都合により、前段落で示した問題、及び第1節で示した※5を考察することができなかった。よって、これらの問題を考察することが、今後の課題である。

21) 第1節で示した〔事例1-1〕上の「追記情報」で言及されている、「継続企業の前提に関する注記」との関係で、LTTの2008年連結財務諸表の注記（継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況）を参照すると、そこにおいては、本文で示した、「営業損失」、「経常損失」、「当期純損失」、そして「マイナス」の「営業キャッシュ・フロー」が、「平成20年3月31日」という、「特定の時点」までに発生している事象」として想定されている、と理解することができる。

[引用文献]

坂柳 (2019), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(16)—」, 『商学討究』 (小樽商科大学), 第70巻第2・3合併号, 2019年12月.

日本公認会計士協会 (2002), 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第74号, 「継続企業の前提に関する開示について」, 2002年11月6日.

日本公認会計士協会 (2003), 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第76号, 「後発事象に関する監査上の取扱い」, 2003年3月25日.

日本公認会計士協会 (2004), 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第77号, 「追加情報の注記について」, 2004年3月17日改正.